

○ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存）</p> <p>第四条 法第五十六条の六十三第二項に規定する清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 取引の執行の日時、取引に係る契約の評価の日時その他の取引に係る日時に関する事項</p> <p>二 取引の当事者及び取引情報の報告者に関する事項</p> <p>三 金融商品取引清算機関等による債務の負担、決済及び取引の識別に関する事項</p> <p>四 取引における日数の計算方法、定期的な金銭の支払の周期その他の支払に関する事項</p> <p>五 取引に係る契約の評価額及び評価手法並びに担保及び証拠金に関する事項</p> <p>六 取引価格に関する事項</p> <p>七 取引に係る想定元本に関する事項</p>	<p>（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>一 取引の当事者である金融商品取引業者等が法人の場合にあつては商号又は名称、個人の場合にあつては個人である旨</p> <p>二 新規、変更又は解除の別</p> <p>三 契約の種類</p> <p>四 約定年月日</p> <p>五 取引の効力が生ずる日</p> <p>六 取引の効力が消滅する日</p> <p>七 次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める事項</p>

イ 第六条第一項第一号に掲げる取引 次に掲げる事項

(1) 受渡年月日

(2) 売付け又は買付けの別（法第二条第二十二項第二号に掲げる取引にあつては、現実数値（同条第二十一項第二号に規定する現実数値をいう。）が約定数値（同条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。）(3)において同じ。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるものの別）

(3) 約定価格又は約定数値

ロ 第六条第一項第二号に掲げる取引 次に掲げる事項

(1) プット（権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。）の別

(2) オプションを付与する立場の当事者となるもの又はオプションを取得する立場の当事者となるものの別

(3) オプションの対価の額

ハ 第六条第一項第三号に掲げる取引 次に掲げる事項

(1) 当事者が元本として定めた金額及びその通貨の種類

(2) 当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品の利率等（法第二条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。）(3)において同じ。）又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるものの別

八 取引における新規、変更又は解除の別その他の取引の過程に関する事項

九 約定した金融指標その他の取引の対象に関する事項

十 取引に係る契約の種類に関する事項

十一 〔略〕

〔2〕4 略

(金融商品取引清算機関等による清算集中取引情報の報告)

第五条 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定による提出は、電磁的方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により行わなければならない。

(3) 約定した金融商品の利率等又は金融指標

ニ 第六条第一項第四号に掲げる取引 次に掲げる事項

(1) 当事者があらかじめ定めた事由（法第二条第二十二項第六号イに掲げる事由をいう。(2)において同じ。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるものの別

(2) 当事者があらかじめ定めた事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

八 〔同上〕

〔2〕4 同上

(金融商品取引清算機関等による清算集中取引情報の報告)

第五条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 前二項の提出は、電磁的方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により行わなければならない。

(取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中取引情報の提供)

第七条 金融商品取引業者等は、非清算集中取引情報の対象となる取引(当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。))に掲げる金融指標に係るものを除く。第四項並びに第八条第二項及び第五項において「非清算集中取引情報作成対象取引」という。)を行った場合には、法第百五十六條の六十四第一項の規定により、当該非清算集中取引情報の対象となつてゐる取引の成立した日から起算して三営業日以内(当該期間が経過するまでの間に当該非清算集中取引情報について第八条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内)に、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該非清算集中取引情報を提供しなければならない。

〔2・3 略〕

4|| 非清算集中取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれか一方の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときは、他方の金融商品取引業者等は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による提供をすることを要しない。

(取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中取引情報の提供)

第七条 金融商品取引業者等は、非清算集中取引情報の対象となる取引(当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。))に掲げる金融指標に係るものを除く。第八条において「非清算集中取引情報作成対象取引」という。)を行った場合には、法第百五十六條の六十四第一項の規定により、当該非清算集中取引情報の対象となつてゐる取引の成立した日から起算して三営業日以内(当該期間が経過するまでの間に当該非清算集中取引情報について第八条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内)に、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該非清算集中取引情報を提供しなければならない。

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

557 「略」

8 第五項の規定により金融商品取引業者等が同項に規定する提供を延期した場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「当該非清算集中等取引情報の対象となっている取引の成立した日」とあり、及び第二項中「当該変更が生じた日」とあるのは、「第五項に規定するやむを得ない理由がなくなった日」とする。

(金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の保存)

第八条 「略」

〔254 略〕

5 非清算集中等取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれか一方の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときは、他方の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。

6 「略」

(金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の報告)

第九条 「略」

456 「同上」

7 第四項の規定により、非清算集中等取引情報の提供を延期した金融商品取引業者等の取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中等取引情報の提供は、第一項及び第二項の規定を読み替えて準用する。この場合において、第一項中「取引の成立した日」とあるのは「第四項に規定するやむを得ない理由がなくなった日」と、第二項中「当該変更が生じた日」とあるのは「第四項に規定するやむを得ない理由がなくなった日」と読み替えるものとする。

(金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の保存)

第八条 「同上」

〔254 同上〕

5 非清算集中等取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。

6 「同上」

(金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の報告)

第九条 「同上」

2 〔略〕

3 前二項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。
ない。

〔4～7 略〕

(取引情報蓄積機関による取引情報の報告)

第十一条 取引情報蓄積機関は、法第五十六条の六十五第二項の規定により、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、第三条又は第七条の規定による提供を受けた日の翌営業日(当該営業日までの間に当該記録に係る取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたことを知った場合には、当該変更が生じたことを知った日の翌営業日)までに、金融庁長官に提出しなければならない。
ない。

2 〔略〕

3 取引情報蓄積機関は、毎月一回以上、前条第二項に定めるところにより保存している記録を金融庁長官に提出しなければならない。

4 前二項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。
ない。

5 〔略〕

6 取引情報蓄積機関は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ又は同時に、当該措置を講ずる旨又は講じた旨を金融庁長官に電磁的方法により通知するものとする。

2 〔同上〕

3 前二項の提出は、電磁的方法により行わなければならない。

〔4～7 同上〕

(取引情報蓄積機関による取引情報の報告)

第十一条 取引情報蓄積機関は、法第五十六条の六十五第二項の規定により、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、第九条第一項の規定による提供を受けた日の翌営業日(当該営業日まで間に当該記録に係る取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたことを知った場合には、当該変更が生じたことを知った日の翌営業日)までに、金融庁長官に提出しなければならない。
。

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

3 前二項の提出は、電磁的方法により行わなければならない。

4 〔同上〕

5 取引情報蓄積機関は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ又は同時に、当該措置を講ずる旨又は講じた旨を金融庁長官に電磁的方法により通知しなければならない。

<p>(取引情報蓄積機関の役員の兼職の認可の申請等) 第十四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定による取引情報蓄積機関に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面(以下この項において「認可申請書等」という。)の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。</p> <p>第二十二條 金融庁長官は、次の各号に掲げる指定、認可又は承認に關する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 第七条第五項、第九条第四項又は前条第三項の承認 一月</p> <p>2 「略」</p>	<p>(取引情報蓄積機関の役員の兼職の認可の申請等) 第十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面(以下この項において「認可申請書等」という。)の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。</p> <p>第二十二條 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 第七条第四項、第九条第四項又は前条第三項の承認 一月</p> <p>2 「同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。